

# 地域医療勤務環境改善支援事業

## Ⅱ 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

(教育研修体制を有する医療機関の勤務環境改善支援)

医療機関としての指導体制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能を修得できるような医師を育成する医療機関において、当該教育研修のための勤務環境改善を診療に関する勤務環境改善と一体的かつ効果的に行うための取り組みとして、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていくことを目的とする。

### 【対象医療機関】

- ① 地域医療に特別な役割を担う医療機関であって、年通算の時間外・休日労働時間が720時間を超える医療機関
  - ② ①かつ以下のいずれかを満たす医療機関
    - ・100床(※1)あたりの常勤換算医師数が40人以上かつ常勤換算医師数が40人以上の医療機関であって、臨床研修基幹病院又は基本19領域のいずれかの領域における専門研修基幹病院である医療機関
    - ・臨床研修基幹病院かつ基本19領域のうち10以上の領域において専門研修基幹病院である医療機関
- ※区分Ⅵの既存の事業(地域医療勤務環境改善体制整備事業)や地域医療体制確保加算を取得していても、支援可能。

### 【対象経費】

・医師労働時間短縮計画に基づく勤務環境改善に係る経費

### 【補助単価】

- ・1床(※2)当たりの標準単価：133千円
- ・「更なる労働時間短縮の取組」を実施する医療機関は、1床当たりの標準単価を最大266千円まで可とする。

### 【補助割合】

1/2

- ※1 一般病床の許可病床数
- ※2 病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数(療養病床を除く)



研修基幹医療機関



一般的な病院

## 更なる労働時間短縮の取組

医療機関の更なる労働時間短縮の取組を評価し、要件1のいずれかを満たす場合、満たす要件に応じて標準単価の額を加算する。(R7年度までの措置)

(要件1)

- 大学病院改革ガイドラインに基づき、大学病院改革プランを策定した大学病院本院である場合、標準単価を133千円増額し、266千円とする。
- 医療機関勤務環境評価センターの評価を受審したB、連携B医療機関であって、以下を満たす場合標準単価を133千円増額し、266千円とする。
  - ① 下表に示す時間外・休日労働時間を超過する36協定を締結するB、連携B水準適用医師がいなかったこと、
  - ② 面接指導養成講習を修了している者が、3人以上又は特定対象医師10人あたり1人以上いること。

令和6年度の時間外・休日労働時間	1,860時間
令和7年度の時間外・休日労働時間	1,785時間
令和8年度の時間外・休日労働時間	1,710時間